会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅰ第971号
令和4年8月26日

郡市・大学医師会長　殿

埼玉県医師会長　金井　忠男
（公印省略）

医師法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について（通知）

標記のことについて、別紙のとおり埼玉県保健医療部長から通知がありましたので、貴会管下会員にご周知くださるようお願い申し上げます。

担　当：業務Ⅰ課　石川
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５

春加八潮医師会
収受
4.8.29
第572号

医第４６３－３号
令和４年８月１９日

一般社団法人埼玉県医師会会長
一般社団法人埼玉県歯科医師会会長
様

埼玉県保健医療部長　山﨑　達也（公印省略）

医師法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、厚生労働省医政局長及び厚生労働省医薬・生活衛生局長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、貴会会員への周知について御配慮を賜りますようお願いいたします。

また、厚生労働省からの通知については、医療整備課のホームページに掲載しておりますので御参照ください。

≪参照≫

医療整備課「厚生労働省等からの通知」ホームページ
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/kouroushou-tuuchi-home31.html

担　　当　医療整備課医務担当
電　　話　０４８－８３０－３５３９
ＦＡＸ　０４８－８３０－４８０２
E-Mail　a3530-03@pref.saitama.lg.jp

医政発 0802 第 13 号
薬生発 0802 第 2 号
令和 4 年 8 月 2 日

各都道府県知事　殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省医薬・生活衛生局長
（　公　印　省　略　）

医師法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について（通知）

医師法施行規則等の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第 107 号）については、別添のとおり公布され、令和４年７月 28 日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨、概要等は下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、貴管内の市町村（特別区を含む。）、保健所、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

１．改正の趣旨

(1) 医師法施行規則等について

○　医師法(昭和 23 年法律第 201 号)等の医療関係職種の資格法においては、相対的欠格事由として

・　心身の障害によりその業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
・　麻薬、大麻又はあへんの中毒者
・　罰金以上の刑に処せられた者
・　上記に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあつた者

等があげられており、これらのいずれかに該当した場合には免許を与えないことがあるとされている。加えて、厚生労働大臣は、これらの事由に該当した場合には、「免許の取消し」を行うことができることが規定されており、免許を取り消された者が再度免許を付与されるのは

・　その者がその取消しの理由となった事項に該当しなくなったとき
・　その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至ったとき

に限られている。

○　この点、医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 47 号）第１号書式等に定める免許の申請書においては、

・　罰金以上の刑に処せられたことの有無（有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日）
・　医事に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無(有の場合、違反の事実及び年月日)

への回答を要することとしている。

○　一方で、相対的欠格事由に該当することを理由に免許を取り消された者が、当該相対的欠格事由に該当しなくなった後に申請書を提出した場合、現状、当該者が再免許付与の手続を要する者であることを申請書から判断するのは困難であるため、所要の改正を行った。

※　刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 34 条の２第１項により、禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで 10 年を経過したとき等には、刑の言渡し等は効力を失うこととなる。このため、罰金以上の刑に処せられたことにより免許を取り消された者であっても、同項に規定する要件に該当する場合は、上記様式における「罰金以上の刑に処せられたことの有無」には「無」と回答することとなる。

(2)　臨床検査技師等に関する法律施行規則について

○　臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 226 号。以下「令」という。）第 18 条において、臨床検査技師国家試験の受験資格の対象となる者を規定している。

○　今般、医療の高度化・専門化、医療ニーズの増大化と多様化、チーム医療の推進により、臨床検査技師として求められる知識や技術が従前より増加していることに伴い、臨床検査技師の養成ルートにおいて、修得する知識や技術の水準の統一を図るために、臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第 366 号）により令第 18 条を改正し受験資格の見直しを行ったところ。

○　臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和 33 年厚生省令第 24 号）第６条において、臨床検査技師国家試験の受験手続を具体的に規定しているところ、令 18 条の受験資格の改正に併せて、当該受験手続についても所要

の改正を行う。

(3)　歯科医師法施行規則について

○　「規制改革実施計画」（令和３年６月 18 日閣議決定）において、各種申請等で提出写真について、原則として、サイズ・撮影時期を統合することとされていることを踏まえ、歯科医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令 48 号）に規定する歯科医師国家試験の受験願書に添付する写真のサイズを改正する。

※　本省令改正については、医師等の医療関係職種の免許申請様式を改正する予定の医師法施行規則等の一部を改正する省令において、臨床検査技師等に関する法律施行規則及び歯科医師法施行規則の一部を改正する予定であるため、同改正省令の改正事項として行う。

○　以上のことや、医師等の免許取消処分を受けた者が再度免許を受けようとするときは、医師法第７条第２項等に基づいて再免許手続きを行うものであることを明確化する必要があることを踏まえ、医師法施行規則等を改正することとした。

２．改正の概要

○　医師、歯科医師、診療放射線技師、保健師、助産師、看護師及び准看護師、歯科技工士、臨床検査技師、薬剤師、理学療法士及び作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師、柔道整復師、救急救命士並びに言語聴覚士の免許申請様式の質問項目に「過去に免許を保有していたことの有無」を加える。

○　臨床検査技師等に関する法律施行規則第６条第４号ハを削除し、第５号に「令第 18 条第４号に該当する者であるときは、卒業証書の写し又は卒業証明書並びに同号の規定による厚生労働大臣の指定する検査並びに採血及び検体採取に関する科目を修めたことを証する書類」を新設する。

○　歯科医師法施行規則第 13 条第４号の歯科医師国家試験の受験願書に添付する写真のサイズを「縦６センチメートル横４センチメートル」に改める。

○　その他所要の改正を行う。

３．施行期日

○　施行期日：令和４年７月 28 日

以上